

幕府—守護体制の変質過程

——一六世紀前半の「国役」を中心に——

今 岡 典 和

【要約】 室町幕府—守護体制の根幹としての意義を有する幕府の一国平均役の戦国期における実態については、戦国期を幕府—守護体制の全面的な崩壊期とする認識により、従来全く明らかにされる事がなかった。しかし、守護家の文書の散佚という史料的制作方法を考慮しつつ、改めてその事例を拾い出した結果、一六世紀前半における一国平均役が、一五世紀後半のそれと同様に守護に対する定額賦課としての「国役」の形態を有する事、また本来の地頭御家人役も同様に「国役」として賦課されている事、そしてこれらの賦課体制の地域的なひろがりが基本的に一五世紀後半のそれを継承するものであった事が明らかとなった。しかもそこにおける国役の賦課は、守護の領域支配の展開と密接な連関を有しつつ、守護の領域支配の原理を規定していたのであり、ここに幕府—守護体制の変質過程の最後の段階を見る事ができる。そして、一六世紀中葉以降、守護勢力の相次ぐ没落と共に、幕府—守護体制は最終的な崩壊を迎えるのである。

史料 六八巻四号 一九八五年七月

はじめに

本稿はこれまでほとんど知られていなかった戦国期における幕府の守護に対する一国平均役賦課の実態を明らかにし、これを幕府—守護体制の変質・崩壊の過程の中に位置付けようとする試みである。

室町幕府の一国平均役については、周知の如く近年の室町幕府研究の進展の重要な部分を形成した豊富な研究蓄積が存在しており、一五世紀後半の応仁の乱前後の頃までの幕府による一国平均役賦課の実態についてはかなりの程度明らかに

されている^①。ところがそれ以降の時期については、一國平均役賦課体制の崩壊した時期として、これまで全く研究の対象とされる事がなかったのである。

しかしながら、実際には一六世紀中葉までは幕府による一國平均役の賦課は存続しており、従来の研究によって一國平均役が幕府・守護を結ぶ紐帯としての位置付けを与えられている事を考えれば、幕府―守護体制の変質・崩壊の様相を明らかにするためには、戦国期における一國平均役の内容とその意義が明らかにされねばならぬと考えられるのである。

戦国期の室町幕府については、近年特に今谷明氏の一連の研究によって急速にその実態が明らかにされつつあるが、そこにおいては主として室町幕府の畿内政権としての側面に焦点が定められており、その結果細川氏と幕府の関係のみが精緻に分析されている一方では、幕府と細川氏以外の守護との関係については未だに事実そのものの発掘さえ十分に行なわれていない。

一方戦国大名研究における幕府と地域権力の関係については、この分野の最新の業績である池享氏のそれにおいても、守護を含む全地域権力と幕府との関係として考察されており、幕府―守護体制の変質という視点はそもそも存在しない。しかし、少なくとも室町期以来の守護権力が戦国期にも地域権力として存続している場合、その権力の展開における守護職の意味は、例えば領主権力を独自に確立した上で守護職を獲得した毛利氏などとは異なっており、幕府―守護体制の変質・崩壊の中で捉える事が必要であろう。その意味で、幕府―守護体制の基幹としての意味を持つ一國平均役の戦国期における実態を明らかにする事は、戦国期における地域権力としての守護権力の性格を明らかにする事にもなると思われるのである。

この点について、筆者は先に近江守護六角氏の戦国期における幕府との関係を検討し、戦国期の地域権力としての六角氏権力の展開に、幕府による一國平均役の賦課が密接な連関を有していた事を論じた^⑤。本稿は、この事が戦国期の守護権力についてどのように一般化し得るのかを検証する試みとしての意味をも有するものである^⑥。

- ① 室町幕府の一国平均役を扱った研究は多数にのぼるが、その中でも特に本稿と最も密接に関係するのは一五世紀後半における「一国平均役の賦課形態の変化を扱った田沼睦」「室町幕府財政の一断面」（『日本歴史』三五三、一九七七年）である。
- ② 例えば桑山浩然「室町幕府経済の構造」（『日本経済史大系』中世編所収、東京大学出版会、一九六五年）。
- ③ 同氏「細川・三好体制研究序説」（『史林』五六—五、一九七三年）他。
- ④ 同氏「大名領国制の展開と将軍・天皇」（『講座日本歴史』中世Ⅱ所収、東京大学出版会、一九八五年）。
- ⑤ 拙稿「戦国期の幕府と守護—近江守護六角氏を素材として—」（『ヒストリア』九九、一九八三年）。
- ⑥ なお、本稿の主眼はこれまでの戦国期研究の視野の外に置かれて来た幕府・守護関係を明らかにする所にある故に、本稿においては従来の戦国期幕府研究において豊富な蓄積のある細川氏をひとまず考察の対象から除外する事にする。いずれ機会を改めて、本稿において明らかにされた事実を踏まえた上での細川氏の位置付けを行いたいと思う。

一 一五世紀後半の「一国平均役」

本章においては、戦国期における幕府の「一国平均役賦課」の具体的検討を行なう前提として、一五世紀後半に至るまでの「一国平均役」について、特に幕府・守護関係におけるその変化の様相を、先学の成果に依拠しつつ素描しておく事にする。

本来公田段別賦課を原則としていた室町幕府の「一国平均役（段銭）」の賦課体制には、永享年間に大きな変化が見えはじめる。即ち、現在のところ段銭守護請の初見とされているのが永享五年（一四三三）の多田院造営要脚であり、この時は越中国段銭がこれに充てられて守護畠山氏が五百貫でこれを請け負った。^①

室町幕府の段銭には従来の研究で明らかにされているように一般寺社造営などの場合に特定の国を指定して賦課するものと、国家的諸行事の費用として諸国に賦課するものとの二様の形態があった。^② この多田院造営要脚の場合は言うまでもなく前者であるが、後者の諸国賦課段銭については康正二年（一四五六）に「国役」として守護に対し賦課される事例が現われる。それを示す史料が著名な『康正二年造内裏段銭并国役引付』である。^③

この引付に見える内裏造営要脚の賦課形態は、守護に対してはその分国一国につき百貫の「国役」を賦課し、一方で奉

公衆や諸権門の段銭京済の特権を有していた層からはその所領について別途に段銭を納入させると言うものであった。^⑤

右の「国役」について、田沼陸氏は文正元年（一四六六）の大嘗会要脚が守護に対しては「面付」なる名目でやはり一国百貫宛の定額が賦課され、また文明一五年（一四八三）の東山山荘造管段銭も守護職・一国別百貫として賦課されていることから、段銭守護請の収斂した方向にこの一国百貫方式を位置付け、これを幕府の一国平均役徴収体制の変質として捉えている。^⑥

この一五世紀中葉から後半に至る時期の一国平均役の賦課・徴収の体制について要約すれば次のようになる。即ち、当該期の一国平均役は守護が一国百貫の定額で請け負う「国役（面付）」と京済各層の負担する段銭から構成されていた。そして、本来の一国平均役の賦課形態であった公田段別賦課方式は、京済各層の納入基準としてはなお機能していたものの、守護請下の一般国内所領においては幕府・守護間では全く放棄されるに至ったのである。^⑦

この一五世紀中葉の時期はまた守護段銭の一般的な成立を見る時期でもあり、これらは合わせて公田支配の主体が幕府から守護に移行し、公田を基軸とする支配原理が守護のそれとして機能するに至った事を示している。その意味で「国役」の成立は、守護の領域支配の進展の大きな画期を幕府・守護間において表現したのと言えよう。

一五世紀中葉の「国役」については、以上の側面の外に今一つの異なった側面からのアプローチが必要である。それは地頭御家人役の転化としての側面である。地頭御家人役の国役化については従来の研究でも度々言及されているが、その時期については必ずしも明確ではなかった。最近の丹生谷哲一氏の研究は、一五世紀中葉における地頭御家人役の変化の様相をはじめ明らかにしたものととして注目される。^⑧

幕府下級役人層の給物および修理替物要脚などは本来地頭御家人に對し人別一貫文を以て賦課される地頭御家人役であり、その事は室町幕府追加法にも定められている。^⑨しかし、一五世紀中葉には、その賦課形態に明らかな変化が現われる。丹生谷哲一氏の研究によれば、長祿四年（一四六〇）の『政所方御奉書^{修理替物給物方}引付』に見える修理替物要脚および幕府吏

療給物の賦課形態は、守護に対する「国役」としての賦課と、奉公衆をはじめとする特定御家人に対する賦課が並行して行なわれていた。^⑪

ここに見られる一五世紀中葉における地頭御家人の賦課体制の変化は、まさしく一國平均役の賦課形態の同時期における変化に照応するものである。その意味で、一五世紀中葉の時期は幕府・守護体制の変質の画期としての意味を更に明確にするものと思われる。

この時期の「国役」は、その本来の内容が一國平均役であれ地頭御家人役であれ、守護の請け負いによる賦課形態を示す概念として成立していたのであり、その事は逆に言えば幕府にとっての公田や地頭御家人に対する支配がその実質的な意味を失いつつあった事を示している。こうした動向こそ応仁の乱以降の守護勢力の幕府からの自立の前提となつてゆくものと考えられるが、そこにおいてこうした国役はどのように変化してゆくのか、その事を以後本稿において明らかにしてゆきたい。

- ① 百瀬今朝雄「段銭考」(『日本社会経済史研究』中世編所収、吉川弘文館、一九六七年)。
- ② 『満濟准后日記』永享五年四月二三日条。
- ③ 高橋(旧姓市原)陽子「室町幕府の段銭について」Ⅰ・Ⅱ(『歴史学』研究)四〇四・四〇五、一九七四年)。
- ④ 『群書類従』雑部所収。
- ⑤ この史料については小林宏「室町時代の守護使不入権について」(『北大史学』一一、一九六六年)が精緻に分析している。但し、ここでの「国役」が一國百貫宛である事は、次に触れる田沼睦氏の論稿によって指摘された。
- ⑥ 同氏「はじめに」注①前掲稿。なお、田沼氏は同稿の注(65)において、守護職・一國宛百貫制の形成を、段銭守護請からの収斂と同時に守護出銭からも捉えるべきであると述べている。田沼氏の言われる如く永享三年(一四三一)の將軍御所移転要脚は三・四箇國守護に対しては千貫、一箇國守護に対しては二百貫が賦課され(『満濟准后日記』同年八月三日条、文安二年(一四四五)の花御所寢殿以下要脚は一國宛百五十貫が賦課されており(『嘉祿基恒日記』同年五月二八日条、その形態はこうした「国役」にきわめて類似している。この点で、「国役」の成立は形態的には段銭の守護出銭化とも言うべきであろう。
- ⑦ 田沼睦「公田段銭と守護領国」(『書陵部紀要』一七、一九六五年)・「室町幕府・守護・國人」(『岩波講座日本歴史』中世3所収、一九七六年)。
- ⑧ 桑山浩然氏「はじめに」注②前掲稿・田沼睦氏注①前掲「室町幕府・守護・國人」等。

⑨ 同氏「室町幕府の下級官僚機構について」『大阪教育大学紀要』第

Ⅱ部門三〇—三、一九八二年。

⑩ 桑山浩然氏「はじめに」注②前掲稿。

⑪ 同氏注⑨前掲稿。

⑫ なお、国役にはこの外に守護役としての意味があるが、これと幕府・守護間における国役との関連については今後の課題としたい。

二 一六世紀前半の一国平均役賦課事例

本章においては既に述べたような一五世紀後半までの一国平均役賦課体制の変化を念頭に置きながら、それ以降の一国平均役についてまずその事例を検出する作業を行なうものとする。

従来の研究でこれに関わるものとしては、高橋（旧姓市原）陽子氏の研究が室町・戦国期を通じて幕府による一国平均役賦課の事例を広く網羅しているが、^①そこにおいては室町・戦国期を通じて二〇一例を数える事例のうち、一六世紀のそれは天文一五年（一五四六）を最後としてわずか一三例を数えるに過ぎず、当該期における賦課体制の極度の衰亡を強く印象づけている。戦国期の一国平均役が従来研究の対象となる事がなかった事もこうした事実認識に因る所が大きいと思われる。

しかしながら改めて当該期の一国平均役の事例を検出しようとする場合、当該期に固有のいくつかの問題を念頭に置いて行なう必要がある。

まず第一に考えなければならないのは史料上の制約の問題である。幕府の守護に対する賦課を最も直接的に示す史料はどのようなものであるかを考えた場合、それは守護に宛てて賦課の指令を行なう幕府発給文書と言う事になる。そしてそうした文書は結果的には守護家に伝来されるべきものと考えられるのであるが、ここで改めて守護家の伝来文書の現存状況を考えるならば、島津家・上杉家等のごく少数の例外を除き、室町期の守護家はその殆ど全てが戦国末期に滅亡し、今日その文書はまとまった形で伝来しておらず、特に本来幕府と最も関係の深かった室町殿分国については皆無に近いの

である。

右の史料制約は、既に述べた一五世紀中葉以降の一國平均役賦課体制の変化を考えた場合、特にその重要性を増すものである。何故ならば一五世紀後半の「国役」による賦課体制のもとでは、守護請下の一般国内所領についてはその関係史料に幕府による賦課の事実を直接に物語る史料を見出す事が困難である事が予想されるのである。そして、それ以後の賦課体制の変化が仮に幕府の賦課体系の守護のそれへの一層の包摂という形で進行してゆくものとすれば、先に述べた史料制約も一層その重要性を増す事が予想されよう。

以上のような問題を念頭に置いた上で改めて一六世紀における一國平均役賦課の事例を検出しようとする場合、守護家の文書の散佚という史料制約を可能な限り補う方法が取られねばならず、そのためには第一に幕府側の記録をできるだけ活用する事が重要と思われる。この点で幸いな事に、大館氏・蟠川氏・伊勢氏など、幕府内で重要な地位にあった諸氏の残した記録がかなりの数量をもって現存しており、これらを活用する事によってある程度先の史料制約を補う事が可能である。

そうした記録の中で、『大永四年日次記御作事方日記』は大永五年（一五二五）の三条御所移転要脚の賦課について詳しく記述している点で重要な史料であるが、この史料においては守護に対する賦課は「国役」と表現されている。

この三条御所移転要脚は守護の分国においては「公田段銭」として在地に賦課されており、一國平均役としての性格を有する事を示しているが、それが幕府・守護間で「国役」と表現されている事は、この一六世紀前半の時期における賦課体制が、やはり先に述べた一五世紀後半のそれと密接な関連を有している事を推測せしめる。とすればここで改めて当該期の「国役」の内容を検討し、一五世紀後半のそれと比較する事が必要であろう。

右の点に留意しながら当該期の史料上における「国役」の事例を拾い出して見ると、御所造営や将軍元服要脚などの一國平均役の他に、幕府下級役人の給物や修理替物要脚など、本来の地頭御家人役がやはり一五世紀後半と同様に守護に対

表1

年	名 目	賦 課 対 象	典 拠
大永元年	足利義晴元服	六角・赤松・武田(若狭)	六角は『朽木文書』, 赤松は『冷泉系譜』, 武田は『土御門家文書』
三年	足利義澄十三回忌	上杉	『上杉家文書』
四～五年	三条御所移転	六角・赤松・武田(若狭) 土岐・朝倉・上杉・伊達	六角・赤松・武田・土岐は『大永四年日次記御作事方日記』, 朝倉は『後鑑』, 上杉は『上杉家文書』, 伊達は『伊達家文書』
六年	足利義持百年忌	山名(但馬)	『森田博三氏所蔵文書』
天文九年	禁裏修理要脚・足利義教百年忌	北畠・朝倉・畠山(能登) 大内・大友	北畠・朝倉・畠山・大内は『大館常興日記』, 大友は『大友家文書録』
十一年	足利義勝百回忌・足利義澄三十三回忌	大友	『大友家文書録』
十五年	足利義輝元服	朝倉・大内・大友	朝倉は『室町家御内書案』, 大内は『防長風土注進案』, 大友は『大友家文書録』

する「国役」として賦課されていた事がわかるのである。^④

当該期の「国役」もまた一五世紀後半と同様に系統を異にする二様の賦課の統一的概念となっているとすれば、当該期における「国役」の内容を明らかにし、一五世紀後半のそれと比較してその性格を正しく位置付けるためには、これら二様の事例を合わせて拾い出して検討を加える事が必要となろう。

ところで実際にその作業を行なう場合、その主要な素材となる幕府関係者の記録は一六世紀前半期では特に將軍足利義晴の在職期(大永元年一五二一年～天文一五年一五四六年)に集中しており、まとめて検討するに足るだけの事例を拾い出し得るのは現状ではほぼこの時期に限られるという史料制約があり、本稿においても当面考察の主たる対象を一応この時期に置く事にしたい。その場合、守護に対する国役賦課の下限が管見の限りではこの義晴政権の終焉とほぼ時期を等しくしている事から、^⑤この時期を対象とする事によって幕府による国役賦課の形態の最終的な変化を見る事が可能であると思われる。そしてまた同時にこの義晴政権の時期は従来の研究によって幕府の畿内政権化の完成した時期とされている事から、^⑥そこにおける幕府・守護関係の意味を改めて追求する事によって、戦国期の幕府の性格もより明確なものとなると考えられるのである。

表 2

年	名 目	売 課 対 象	典 拠
天文七年	車寄雑色給物	土岐・北畠	『親俊日記』
八年	車寄雑色給物	土岐・河野	『親俊日記』
十一年	修理替物要脚	赤松	『親俊日記』
十六年	修理替物要脚	赤松	『別本賦引付』

以上のような前提のもとに、足利義晴の将軍在職期における管見の限りでの守護（但し細川氏を除く）に対する一国平均役賦課の事例を整理したのが表1であり、地頭御家人役系統の「国役」賦課の事例を整理したものが表2である。^⑦

これらの表によってまず当該期の国役賦課体制の地域的なひろがりを見るならば、それが東北から九州までの広範な地域にわたっている事、しかもその一方で関東の諸国が全く含まれていない事などが注目をひく。

まず関東の諸国については、室町期には一貫して鎌倉府の管轄下にあり、鎌倉府は関東諸国の守護の上に立って独自の一国平均役賦課権・免除権を有していた事が知られている。^⑧とするならば、ここで関東の諸国が少なくとも管見の限りの事例において幕府の賦課体制に組み込まれていない事は、当該期の賦課体制がそうした室町期の枠組みの延長線上にある事を示すものと言えよう。

次に、当該期の賦課体制の地域性を、一五世紀中葉のそれと比較してみたい。一五世紀中葉における賦課体制の地域性がある程度知る事のできる事例としては、寛正六年（一四六五）の即位要脚や文正元年（一四六六）の大管会要脚などがある。そこにおいて賦課の対象となった守護は前者では畠山・細川・斯波・山名・上杉・京極・土岐・六角・武田・富樫・赤松の諸氏、後者では以上の他に一色を加えた諸氏であった（なお畠山・細川・山名の諸氏は各々一門の守護を含む）。

これらの守護の名は『斉藤親基日記』に記録されている限りのものであり、当時の賦課対象の全てを確定できる訳ではないが、少なくともこれら両度の賦課において確実に賦課対象となっている事を確認し得るメンバーがほぼ共通している事を知る事ができる。そして文明一五年（一四八三）の東山山荘造営要脚についても、賦課対象として確認し得るのは斯波・土岐・山名・赤松・京極の諸氏であって、^⑩これらは全て先のメンバーの中に含まれるのであり、一五世紀中葉から後半の時期においてこれらの守護が幕府経済を支える中心的なグループとなっていた事は疑いな

い。

一方一六世紀前半期の賦課体制の構成メンバーに目を移すならば、まず大永四年（一五二四）の三条御所移転要脚の賦課に限って言えば、次に掲げる大館尚氏の注文が興味深い事実を伝えてくれる。^⑩

国役事 大永四五廿六
大寺ヨリ注給之

丹後國三百貫 若狹二

近江同北二 河内三

美濃五 越前千

和泉二 能登三

播磨五 備前三

美作三 摂津三

丹波三 紀伊三

越中三 加賀三

越後三 備中三

已上十八ヶ国

この注文の日付の二カ月前にあたる同年三月二十六日には国役について「そしき員数相定候て国々へ令支配之、可成御下知」との建議があり、^⑪この注文はそれに従って行なわれた支配の実態を示すものと考えられる。ここに記された諸国の守護は一五世紀後半の時点では全て前記の賦課体制の構成メンバーの諸氏に含まれるのであり、その後これらの諸国全てに對して賦課が実行されたか否かは明らかではないが（管見の限りで徴証を見出し得たのは表1の諸氏のみである）、少なくともこの時点においても一五世紀後半期とはほぼ同様なメンバーが国役賦課体制の構成要素として幕府側に意識されていた

事は疑いない。

これを更に表1・2の実例と照らし合わせて見るならば、そこにおいて国役賦課の対象とされている事が確認できる守護も、やはり一五世紀後半のそれと重複するものが多い。新たに加わっているものの中でも、朝倉氏は斯波氏にかわってその分国の一つであった越前の守護代から守護に補任されたものであり、また北畠氏は一色氏にかわって半国守護から伊勢一国の守護に補任されたものであって、地域性の点では一五世紀後半以来のメンバーと変わるところはない。^⑭

この他新たに加わっている大内・大友・河野等の諸氏については、一五世紀後半における賦課体制との関わりは明確ではないが、いずれもその分国において鎌倉期以来の系譜をひく有力守護であり、また特に大内・大友氏は一六世紀前半の段階で比較的その領国支配が安定していた点で共通しており、幕府としてもそうした現状把握の上で彼らを賦課対象としていたのではないかと考えられる。^⑮

以上のように一六世紀前半の国役賦課の事例を整理した結果、当該期の国役が一五世紀後半と同様に系統の異なる二様の賦課の統一的概念である事、またその地域的なひろがりにおいて一五世紀後半のそれとの関連の深い事が明らかとなった。応仁の乱を経てなおこうした連続性を有する国役が存続し得た条件を明らかにしてゆくために、次に当該期の国役の内容について検討を加える事にしたい。

- ① 同氏第一章注③前掲稿。
- ② 天理図書館蔵。
- ③ 大永五年九月三日付大熊政秀段銭請取状（『上野氏文書』、『新潟県史』資料編4所収）。
- ④ その事例については後掲の表2を参照されたい。
- ⑤ 一国平均役系の賦課については後掲表1の天文一五年（一五四六）の足利義輝元服要脚、地頭御家人役系の賦課については天文一九年（一五五〇）の土岐氏に対する梶飯要脚の賦課が（『史籍集覧』所収『室町家御内書案』）、各々管見の限りでの下限である。
- ⑥ 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（『国立歴史民族博物館研究報告』創刊号第一集、一九八二年）。
- ⑦ 高橋陽子氏第一章注③前掲稿の一覧に見える天文一〇年（一五四一）の石清水八幡宮造營要脚は多くの守護に対して「被奉加分國輩以下、可被加下知」と指令されており（『大友家文書録』・『石清水文書』など）、その賦課形態については別に検討する必要があるが、一応ここでは除外した。また、同じく天文一〇年の東寺八幡宮造營段銭は、管

見の限りで大和国以外の守護に対する賦課を確認できなかったため、同様にここでは除外した。

⑧ 伊藤喜良「鎌倉府覚書」(『歴史』四二、一九七二年)。

⑨ 『斎藤親基日記』寛正六年十一月二〇日条および文正元年一月三日条。

⑩ この東山山荘造営に関する史料は『大日本史料』八一四にまゝめて収録されており、その経過については黒川直則「東山山荘の造営とその背景」(『中世の権力と民衆』所収、創元社、一九七〇年)に詳しい。

⑪ 『雑々書札』(内閣文庫蔵)所収。

⑫ 『大永四年日次記御作事方日記』同日条。

⑬ 朝倉氏の守護職補任の時期については諸説あって明確ではないが、天文年間には朝倉孝景が相伴衆に召し加えられており(『御内書案』)、足利義晴政権は朝倉氏を越前守護として認定していたものと思われる。

⑭ 北畠氏は元来伊勢南五郡の守護であったが、永正年間には伊勢一國

の守護としての徴証が見られる(稲本紀昭「室町期伊勢国守護考」、『日本政治社会史研究』下所収、塙書房、一九八五年)。

⑮ この他、京極氏の分國の一つであった出雲において守護代から守護となった尼子氏については、管見の限りで国役賦課の事例は見出せないが、大永四年(一五二四)には日御碕造営要脚として將軍義晴の御判を奉じて国中平均の棟別を賦課している(拙稿「戦国期の守護権力——出雲尼子氏を素材として——」、『史料』六六—四、一九八三年)。

⑯ なお、伊達氏の場合は、大永年間に至って前例のない陸奥国守護職に補任される事によって賦課対象となった特異な例であり、また大永年間以降の賦課の事例は見出せない。伊達氏における守護職補任の意義については藤木久志「戦国大名制下の守護職と段銭」(『歴史』三三、一九六六年)・小林清治「奥州における戦国大名の成立と守護職」(『歴史』三四、一九七六年)を参照されたいが、本稿で明らかにされる室町期以来の守護における一國平均役の意義と対照する事によって、伊達氏の特異性もまた明確になるものと思われる。

三 一六世紀前半の一國平均役系国役

ここではまず御所の修理・造営や將軍元服要脚などの一國平均役系統の巨額の賦課について検討する。当該期におけるこうした賦課が幕府内でどのように決定され、実行されたかについては、断片的ながらいくつかの史料によって跡づける事ができる。

例えば大永年間の三条御所移転要脚については、まず大永四年(一五二四)二月五日に「棟別」と「国役」の二本立てで行なう事が議せられ、^①国役については同年三月二十六日に「そしき員数相定候て国々へ令支配之、可成御下知」との建議がなされた。^②

この国々への支配がどのように行なわれたのかは先に掲げた大館尚氏の注文によって知る事ができるが、守護に対する^③賦課の指令は奉行人連署奉書によって行なわれ、また各々国分奉行が定められた。^④左に掲げるのは、越前朝倉氏に対する奉行人連署奉書である。^⑤

来年御所御造作要脚事、為越前国役、如先規千貫文、来十月以前被致其沙汰者可為神妙之由、所被仰下也、仍執達如件

大永四年四月十九日

前近江守判

散位 判

豊前守 判

丹後守 判

朝倉彈正左衛門尉殿

右の奉行人連署奉書の文面に「如先規千貫文」とあるのを見れば、これら国役の額は何らかの基準に基いてある程度固定化していたものと思われる。この点で直ちに想起されるのが一五世紀後半の国役賦課体制との関連性であり、一五世紀後半においては先に見たように一國百貫宛の定額による賦課が固定化していたのである。この事について、田沼陸氏は次のように述べている。^⑥

「一國百貫方式は、幕府の一國平均役徴収体制の最後の施策だったのであり、これはまた、公田体制が、幕府の支配原理から守護の領域支配原理へ、あるいは在地領主の所有秩序へとその歴史的意味を転換させていったことと表裏の姿だったと言えよう。洛中地口銭・棟別銭賦課の体系化などにみられる幕府の京都支配の強化は、幕府支配体制のかかる変質と対応したあり方として捉えられるべきことと思う。」

しかしながら本稿において既に見て来た事実によれば、一六世紀前半においてもなお幕府の財政的基盤は京都或は畿内に局限されるには至らず、地域的に一五世紀後半のそれを継承した国役賦課体制が存続しており、またその算出基準は不

明ながら賦課額としては一五世紀後半のそれを上回る額が固定化され、幕府財政に重要な意味を有していたのであって、その事の意味が改めて問い直されねばならないのである。

当該期における国役の存続は如何なる条件に支えられたものであったのか、その事を明らかにするためには先ず当該期における守護の領域支配と幕府による国役の賦課との間に如何なる関連が存在したのかを検討する必要がある。

この点について、筆者は先に別稿において近江国の場合に限って少しく検討した事があるが、そこでは国役賦課における守護と奉公衆の關係が、それ以前の時期と比較して大きな変化を見せていた。室町期の一国平均役賦課をめぐる守護と奉公衆の關係については従来多くの研究によって扱われており、^⑧そこでは奉公衆所領の守護使不入権Ⅱ段錢京濟権が守護の領域支配の一元化を阻止するくさびとしての機能を果たしていた事が指摘されている。そして守護・奉公衆間のそうした關係が、一国平均役が守護の請け負いによる国役となった一五世紀後半においても維持されていた事は、著名な『康正二年造内裏段錢并国役引付』によって示されている。^⑨

ところが、別稿で明らかにしたように、一六世紀前半の近江国においては、幕府の国役賦課に際し、奉公衆朽木氏の知行分をも含む段錢の徴収権が幕府から守護六角氏に移譲され、またこれを契機として奉公衆朽木氏に対する守護六角氏の一定度の権限の強化が実現していたのである。^⑩

右のような構図はまた、本稿において国役賦課の事例を検出した他の守護の場合にも見出し得るものである。例えば左に掲げるのは、天文一五年（一五四六）の足利義輝の元服要脚の賦課に際し、大内義隆の発給した書下である。^⑪

為武家御元服用途、当国中寺社領并諸奉公輩家人等領分段錢事、被相懸之由奉書到來事書一紙相副、早速相触、至高城可進納之由、
堅可令下知之状如件

八月六日

義隆

富大蔵少輔殿

右の史料に見える通り、大内氏はここで奉公衆所領をも含む一国全域にわたる段銭の徴収権を幕府から委ねられているのであり、この事は別稿で扱った近江国の場合と同様、守護大内氏の分国内奉公衆に対する権限強化の契機となっていたものと思われる。

また一方ではその事によって大内氏の領域支配はある種の規制を受けていた事が、次に掲げる史料によって伺える。¹²⁾

知行分所々

一所	益田庄本郷	陸町五段	百玖拾五貫文
一々	東北両山道村	式町貳段大	陸拾八貫文
一々	弥富名	式町五段	柒拾五貫文
一々	乙吉土田両村	老町八段	五拾四貫文
一々	飯田郷	式町八段	八拾四貫文
一々	岡見郷	式町	陸拾貫文
一々	伊甘郷	参町四段	百貳貫文
一々	宅野別符	式町参段	陸拾九貫文
(二三筆略)			
一々	白上	式町四段	七拾貳貫文
已上	千陸百拾陸貫貳百五拾文		
惣田数	公田五拾参町八段大三拾歩		
分錢貳拾陸貫九百三拾文余			
	但老反別五拾文充		
一所	宅野別符	大家左衛門尉当知行	

一々 岡見郷

三隅当知行

一々 伊甘郷

福屋当知行

已上

益田

天文十六年八月八日

次郎

問田大藏少輔殿

吉見備中守殿

右は天文一六年（一五四七）八月に幕府外様衆である石見国衆益田氏が大内氏に提出した知行書立である。既にいくつかの研究において紹介されている史料であり、^⑮詳述は避けるが、ここでは特にこの知行書立に書き上げられている田数が公田数であって段別五十文の分銭Ⅱ段銭の額が記されている事、また一筆ごとの貫高が公田数に一律に一反につき三貫文をかけて機械的に算出されたものである事などに注目したい。この知行書立の作成事情については関連史料が管見に入らず不詳であるが、足利義輝の元服段銭の賦課と时期的にも近く、またそうした記載内容からして、これまで述べて来たような一国平均役の賦課に際して作成されたものと考える事も必ずしも不可能ではないと思われる。

ここでの公田数はまた室町初期以来益田氏が幕府・守護に対して繰り返し減少を認めさせて来た結果の数値そのままであり、^⑯また機械的に算出された貫高は、大内氏御家人の公役賦課の基準となっていた給恩地分限高が通常年貫高を基礎としていた事に比すれば、^⑰全く実態と乖離したものであった。

右のような大内氏による益田氏の知行把握は、段銭賦課の基準としての公田を抛り所としている点で、まさしくこれまで見て来たような当該期の国役の賦課に見られる幕府・守護関係のあり方に規定されたものと言えよう。大内氏の場合、一方で大内氏御家人という国衆とは異なった支配原理の貫徹している部分の存在を別に考える必要があるが、^⑱守護としての分国レベルにおいては、公田体制がこの時期なお幕府による国役の賦課と密接な連関を保ちつつ守護の領域支配の原理

として機能していたのである。

以上のように一六世紀前半期の国役賦課を基軸とした幕府・守護関係と守護の領域支配の連関を捉える事によって、はじめて当該期の守護と奉公衆の関係に見られる様々な事象を統一的に理解する事が可能となろう。例えば別稿において述べたように、近江の奉公衆朽木氏は近江におけるその所領支配について守護六角氏による規制を受けていたのであるが、若狭の奉公衆本郷氏の場合も、天文九年（一五四〇）に本郷光泰が京都より逐電した際、その知行分の処置について「可被成御料所由の事いか」と被思食、但先如此之様躰共常興私に申聞分にて武田に申聞候て、武被申様により御料所にも可被成候」と守護武田氏に諮問が計られており、やはりその所領支配について守護武田氏の規制を受けていた事が伺える。

しかしながら一方では本郷氏にしても朽木氏にしても、幕府内においては内談衆として活躍し、守護に対してもその立場は一貫していたのであって、こうした現象を合わせて先に見たような体制に規定された当該期固有の守護・奉公衆関係として捉える事ができよう。これは室町期における奉公衆が幕府の軍事的・経済的基盤であり、また守護統制の装置であった事を考えるならばきわめて重要な変化であり、守護の領域支配の大きな進展を示すものと言えるが、そこにおける守護の領域支配原理はなお幕府との関係に規定されていたのであり、その点で当該期における国役賦課形態の変化もなお幕府―守護体制の枠内に留まるものとして、その変質過程の中に位置付けられねばならないのである。

① 『大永四年日次記御作事方日記』同日条。

② 同右同日条。

③ 第二章参照。

④ 『大永四年日次記御作事方日記』大永五年三月一〇日条。

⑤ 『後鑑』同日条所収。

⑥ 同氏「はじめに」注④前掲稿。

⑦ 「はじめに」注⑥前掲稿。

⑧ 小林安氏第一章注⑤前掲稿・田沼睦氏第一章注⑦前掲稿・百瀬今朝

雄氏第一章注①前掲稿等。

⑨ 同右。

⑩ 「はじめに」注⑥前掲稿。

⑪ 『防長風土注進案』一五所収、川岡勉氏の御教示による。

⑫ 『益田家什書』（京都大学国史学研究室蔵蔵本）。

⑬ 岸田裕之「南北朝室町期在地領主の惣庶関係」（『史学研究』五十周年記念論叢

日本編）所収、福武書店、一九八〇年・川岡勉「大内氏の軍事編成

と御家人制」（『ヒストリア』九七、一九八二年）。

⑭ 同右。

⑮ 川岡勉「大内氏の知行制と御家人制」、『日本史研究』二五四、一九八三年。

⑯ 大内氏の御家人制については、川岡勉氏の前掲「論稿」を参照されたい。

⑰ 「はじめに」注⑤前掲拙稿。

⑰ 『大館常興日記』天文九年九月二六日条。

⑱ この時期の内談衆の活動については清水久夫「將軍足利義晴期における御前沙汰―内談衆と『賦』―」、『日本史研究』二〇七、一九七九年）参照。

⑲ 「はじめに」注⑤前掲拙稿。

四 一六世紀前半の地頭御家人役系国役

次に幕府下級役人の給物や修理替物要脚などの地頭御家人役系統の国役について検討を加える。先に述べたように一五世紀後半においては本来の地頭御家人役の一部が守護に賦課される国役となつて、これと地頭御家人に対する人別賦課の並行する賦課体制が成立していたのであるが、同様の賦課体制は天文期の赤松氏分国においても見出される。

一修理替物要脚事、任例可被進済由、所被仰下也、仍執達如件

天文十六年九月七日

左衛門尉

伊――

赤松左京大夫殿

一政所方三郎右衛門給物九貫五百文事

赤松左京大夫殿

一同四貫文事

赤松左京大夫殿

一同五百文事

播州
加子庄地頭中

一同五貫文事

佐用伊賀守殿

一同八貫文事

赤松廣岡殿

一同貳貫文事

赤松永良殿

一同貳貫文事

浦上與四郎殿

一同老貫文事

播州
穂積餘田地頭中

一同五貫文事

別所大藏少輔殿

一同老貫五百文事

大内左近將監殿

一政所方三郎左衛門給物一貫文事

後藤殿

一同老貫文

後藤勘解由左衛門尉殿

右は『別本賦引付』に記録された幕府奉行人奉書である。^①ここでは直接「国役」の文言は見えないが、これより五年前の天文一一年（一五四二）十一月の同じ赤松氏に対する修理替物要脚賦課の奉行人奉書には「為播磨備前美作三ヶ国役、任先例可被進済」とあり、^②また以下に御家人宛の政所公人給物賦課の奉書が並んでいる形式も同様であるので、ここでも修理替物要脚が国役として守護に賦課され、また政所公人給物が守護自身を含めた分国内の御家人に賦課されていたものと考えられる。

右のような賦課体制は『政所方御奉書修理替物給物方引付』に見られる一五世紀後半のそれとほぼ相似するものと言えるが、丹生谷哲一氏はこの点を重視して、御家人制を幕府の領域的支配の脆弱さを補完するものとして位置付け、守護領国制の進展に対する御家人役としての給物制が幕府にとってあくまでも固守さるべき必然性を有していた事を論じている。^③

しかしながら本稿の立場からすれば、幕府の本質にかかわる問題として幕府による地頭御家人役維持の志向性が存在し続けた事実を一応認めた上で、その事が当該期の幕府・守護関係一般について現実にとどの程度規定的な要素として働いていたかを検討する必要があるう。

その点に関わる問題としては、丹生谷氏が一六世紀前半の地頭御家人役の事例として提示しているのが右の赤松氏の場

合のみであるという事があり、また筆者の管見の限りでもそれ以外に同様の事例を見出し得ない。故にこの時期の幕府―守護体制の中での赤松氏分国の位置付けが大きな問題となって来よう。

赤松氏の場合、応仁の乱以降の領国支配の展開において、これまで主として見て来た守護とはかなり異なったコースを歩んでいる。

応仁の乱以後しばらくの間は、一般的に守護家の内紛・分裂と幕府に直結する守護代の存在により、守護権の分裂状況が続くのであるが、例えば別稿で扱った近江の六角氏が守護代伊庭氏を打倒して守護権の統一に成功し、以後奉公衆をも自らの領域支配の中に一定度包摂してゆく動きを見せていたのに対し、同時期の赤松氏の場合は応仁の乱以来の一族の内紛と守護代浦上氏との対立を克服できず、その分国は混乱が続いていた。^⑤

当該期の赤松氏分国における幕府―守護体制の機能はこのような状況がそのまま幕府によって把握された形で現われている。例えば天文一三年（一五四四）八月の青蓮院門跡領古賀庄の違乱に際しては、違乱を退ける事を命じた幕府奉行人奉書は、守護赤松氏の外、先の政所公人給物の負担者でもあった別所大蔵少輔をはじめとする「国衆」に対しても発給されている。^⑥

このような状況は六角氏による守護代伊庭氏の打倒以前の近江国の状況と類似している。ここでは、奉公衆が直接に幕府の指示をうけて所務遵行を行っていたのである。^⑦

以上のように赤松氏の場合、一六世紀前半の段階においても応仁の乱以来の領国支配の課題を清算する事ができず、その軌跡はこれまでに見て来た他の守護とは大きく異なっていたのである。その事から、先の政所公人給物について、赤松氏の分国に見られた一五世紀後半の賦課体制の残存は、こうした状況に対する幕府の対応であって、政所公人給物の賦課体制としてはこの時期むしろ数少ない例に属するものだったと考える事も必ずしも無理ではあるまい。

残念ながら、赤松氏以外の守護における政所公人給物の賦課体制については多くを明らかにする事はできない。ただ次

の史料は、やや以前の時期の越後国において、赤松氏分国とは大きく異なった賦課体制の存在していた事を示している。^⑧

(A) 毎年相定国役注文

五貫文

采女養料

拾貫文

御焼飯料

貳拾貫文

御修理替物

拾貫文

治部四郎左衛門尉給物

拾貫文

朝夕新右衛門衣料

五拾貫文

小舎人・雑色等給物

以上百五貫文京着定

永正七年十一月十日 神余越前守 昌綱（花押）

長授院

(B) 治部四郎左衛門尉給物拾貫文事、為越後国役、任先例致其沙汰、可被執進請取状之由、所被仰下也、仍執達如件

永正七年十月十四日 美濃守（花押）

伊勢守（花押）

上杉兵庫頭殿

右の史料(A)は越後守護上杉氏の京都雑掌神余昌綱の作成した国役注文であり、そこに記された名目のうち、采女養料を除く各々について(B)同様の奉行人奉書が現存している。これらの史料に見えるように、一六世紀前半の越後では政所関係のさまざまな給物や要脚が一括して守護に対して「毎年相定国役」として賦課されていたのである。

一方ではなおこの外に、これらとは異なる名目の賦課が守護以外の御家人に対して行なわれていた可能性を全く否定する事はできない。しかし、逆に言えば赤松氏の場合のような守護自身に対する一御家人としての御家人役賦課は上杉氏の

場合見出し得ないし、また赤松氏の分国においては国役は修理替物要脚のみであったのが、ここでは政所公人給物も修理替物要脚と共に一括して守護に対する国役として賦課されている事から、赤松氏の場合よりもここでの国役の比重ははるかに大きいと考えられるのである。

右の越後国の場合に見られる地頭御家人役の賦課形態の変化は、既に見て来た一国平均役の賦課形態の同時期における変化にほぼ照応するものである。その事を考え合わせた場合、この時期地頭御家人役についても一国平均役に見られたと同様な変化、即ち一五世紀後半には国役と並存して地頭御家人役として存続していた部分の国役への包摂が一般的に進行していた事を想定する事はあながち不可能ではあるまい。その点において当該期の地頭御家人役系国役の変化はまさしく一国平均役系国役の変化に照応するものであり、当該期の地頭御家人役系国役も一国平均役系国役と同様に幕府―守護体制の変質過程の中に位置付ける事が可能であろう。

- ① 『室町幕府引付史料集成』上巻所収。
- ② 『親俊日記』同年一月一日条。
- ③ 同氏第一章注⑨前掲稿。
- ④ 前掲拙稿。
- ⑤ この間の政治過程については、『兵庫県史』第三巻を参照。
- ⑥ 『華頂要略』所収。
- ⑦ 前掲拙稿。
- ⑧ (A)・(B)ともに『上杉家文書』(『新潟県史』史料編3所収)。

結びにかえて

これまで明らかにして来たように、一六世紀前半期の国役賦課体制は、一五世紀後半のその延長線上に、一五世紀段階における段銭京済領域を包摂するという点で、なお守護の領域支配の展開を保証しつつ存続していた。その点において、一六世紀前半の時期は、絶えず変質を繰り返していた幕府―守護体制の最後の段階と言う事が可能であろう。

応仁の乱を契機とする守護勢力の幕府からの自立への動きは、一見戦国期を幕府―守護体制の全面的な崩壊期の如く見せている。しかし、前記のような視点から見ると、応仁の乱以降の守護勢力の動向を、幕府―守護体制の変質過程の

中に捉える事も必ずしも不可能ではない。

一五世紀中葉の時期は、既に述べたように様々な側面から守護の領域支配の画期として位置付けられるが、その段階における守護勢力の課題は、在京守護・在国守護代の体制を前提とした幕府の守護統制を克服し、分国における領域支配を更に進展させる体制を創り出す事であった。

恰もこの時期、一般的に守護代が幕府と直接に結び付き、幕府の守護統制の装置として機能する傾向が現われる事は、^①当該期の幕府・守護間の矛盾を最もよく表現するものと言える。そして応仁の乱以降、在国を志向する守護と守護代の間で、守護権の統一を賭した抗争が一般的に展開するのであり、その勝利者によって一六世紀前半の幕府—守護体制が構成されていたのである。

近江の六角氏が在国守護としての地位を確立するに際して幕府に直結する守護代伊庭氏を打倒せねばならなかった事は別稿において述べた所であるが、これに対して複数の分国を有する守護の場合にその内の一国の守護代がそのまま守護となったのが朝倉氏・尼子氏であり、また守護の本国において幕府に直結する守護代が守護に対して勝利を収めたのが越後国の場合であった。

越後国の場合、長尾為景が永正四年（一五〇七）に守護上杉房能を自殺させてはいるが、その事は彼の幕府—守護体制そのものに對する反逆性を示すものではない。為景はその後直ちに房能の養子定実を奉じ、また自らも幕府に直接結びついて越後における守護権の代行を保証されている。^③またこの後も越後に對する国役の賦課が一貫して行なわれ、そこにおいて上杉氏の京都雜掌や段錢奉行などの機構がそのまま機能していた事は、^④守護代としての長尾氏の分国レベルでの領域支配原理が守護のそれと本質的に同質であった事を示唆している。

一方でこうした守護勢力の動向は幕府の志向と相反するものであり、在国守護体制の成立過程には幕府との対立があった。その最も明確なあらわれと言えるのが足利義尚・義材による六角征伐である。長享元年（一四八七）の足利義尚による

第一次六角征伐に際し、美濃土岐・越前朝倉・近江六角の三守護は申し合わせて幕府からの賦課には応ずるが寺社本所領の返還には応じられぬ事、またこの要求が容れられぬ時は幕府軍との戦いも辞さぬ事を宣言した。^⑤この事件は、一五世紀後半の段階における幕府と守護の志向の対立点をよく示している。そして、一六世紀前半の幕府―守護体制は、まさしくここでの守護側の要求を実現するものであったのである。

しかしながら一方では、これまで本稿において明らかにして来たように、そこでの守護勢力も幕府―守護体制によって保証され、また規制されていたのであって、その点において本質的に守護権力としての性格を脱脚するものではなかった。幕府の守護に対する規制という側面について言えば、今谷明氏は幕府奉行人奉書に取り扱われている地域を時期的に整理して、一六世紀前半の足利義晴政権期には幕府の裁判権の及ぶ範囲が畿内近国に局限されていた事を指摘している。^⑥しかしながらその事は必ずしも幕府の裁判権が全く在地に対する影響力を失った事を意味するものではない。

天文九年（一五四〇）の筑前羅漢寺住持職をめぐる相論において、守護大内氏は「分国之事にて大内進退之寺之儀也」と論じながらも、「去々年掠申御下知給候僧へ大内無許容候、然共御下知被成たる事候間、被成返候て当住大内として居置候 相定候ハ、可畏存候」と幕府に申し入れ、幕府において三問三答が行なわれている。^⑦

右の事実は、一見幕府の裁判権が在地から撤退したかに見える状況の下においても、守護に対して幕府がなお高次の裁判権を保持していた事を示している。守護がその領域権力としての存立の基盤を幕府―守護体制によって保証されるものである限り、その権力の自立性はこうした規制を本質的に受けざるを得なかったものと言える。

こうした守護権力は、戦国期の地域権力の中でどのように位置付けられるべきであろうか。戦国期の将軍・天皇と戦国期地域権力との関係を検討した最も新しい業績として池享氏のそれがある。^⑧そこにおいて氏は将軍・天皇との財政的関係によって地域権力を近国型・遠国型・中間地帯型の三類型に分類しているが、本稿で扱った守護の多くは氏の分類においては幕府・天皇家の財政を恒常的に支えていたとされる近国型に含まれており、特に大内・尼子氏は中間地帯には例外的

な近国型地域権力であったとされている。

しかし、本稿において明らかにして来た事を前提として考えるならば、単なる地域的類型でなく、守護権力たる事こそ彼らを他の地域権力から峻別する指標たるべきではなかろうか。彼らは室町以来の守護（或は守護代）としてその領域支配の展開があったが故に、戦国期の地域権力と幕府との間に普遍的に存在した臨時的贈物や官途・偏諱をめぐる関係にとどまらず、室町期以来の幕府との財政的関係である国役が、その領域支配と密接な連関を保ちつつ存続していたのであり、その結果現象的に彼らが幕府財政を恒常的に支える存在であったのは当然の事である。その意味で、守護としての大内・尼子氏は決して「例外的」な存在ではなかった。

こうした守護権力は一六世紀中葉以降相次いで没落してゆく。その事は、幕府—守護体制によって保証される守護たる事にその存立の基盤を置いていた守護権力が、領主層の新たな結集形態を志向する必然性を持たなかった事を物語っている。守護権力の没落は同時に国役賦課体制の崩壊^④、ひいては幕府—守護体制の最終的な崩壊をも意味した。

守護権力にかわって領主層の新たな結集形態を実現してゆく権力としては、「家中」を基軸とする権力が想定されよう^⑤。そして、家中を基軸とした権力を確立していた毛利氏が国衆の統制のために守護職を獲得した時、そこにはもはや国役存続の必然性は存在しなかったのである。

① 福田豊彦・佐藤堅「室町幕府將軍権力に関する一考察」上・下（『日本歴史』二二八・二二九、一九六七）。

② 「はじめに」注⑤前掲拙稿。

③ （永正四年）十一月六日付足利義澄御内書案（『御内書案』永以来至永正）所収。

④ 第四章注⑤所引神余昌綱国役注文および第二章注③所引大熊政秀段錢請取状等。

⑤ 『大乘院寺社雜事記』同年八月二七日条。なお、勝俣鎮夫氏は、『中

部大名の研究』（吉川弘文館『戦国大名論集』4、一九八三年）の「解説」において、この事件を幕府による制約の強かった畿内近国の戦国大名の地域的特質の問題として捉えているが、筆者はこれをあくまで幕府—守護体制の一般的な問題として捉え、それを前提とした上で守護権力の地域性の問題を論ずるべきであると考えている。

⑥ 同氏「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告』創刊号第一集、一九八二年）。

⑦ 『大徳常興日記』天文九年三月九日条。

⑧ 同右同月二三日条。

⑨ 同氏「はじめに」注④前掲稿。

⑩ 既に述べたように管見の限りでは国役の存在は天文年間を下限とする。

⑪ 一六世紀後半における「家中」権力の意義については矢田俊文「戦国期の社会諸階層と領主権力」(『日本史研究』二四七、一九八三年)

参照。

〔付記〕 本稿で用いた史料については、特に天理図書館および内閣文庫の方々に閲覧その他の御世話になった。末尾ながら記して謝意を表する次第である。

(京都大学研修員

)

Irish Migrants and the Industrial Revolution in Britain

by

Jiro Tomioka

The most remarkable aspect of Ireland's aberrant history in the later nineteenth century is surely the disappearance of nearly half per population. This was largely due to massive migration. The reasons for this migration were the destruction of Irish economy by British capitalism and great potato famine over the period 1845-1850 in Ireland. Britain has absorbed the majority of the Irish migrants. Employments were found for the Irish migrants through the rapid development in the nineteenth century of the British cotton, coal, iron and metal industries and railways. British capitalists found the Irishmen useful labourers for the development of their industries.

The key to the migrants' reputation in Britain was probably their concentration at the economic margin among unskilled labourers. The Irish in Britain often comprised a highly mobile proletariat, acutely responsive to fluctuations in demand of labour and unusually adept at securing the worst jobs which were disliked by English labourers. Irish migrants were absolutely necessary for the development of the British industries during the industrial revolution. But their migration has disturbed the economic improvements of Ireland.

The Changing Process of the Bakufu-Shugo 幕府-守護 Regime—A Case Study of the Kuniyaku 國役 Imposition in the First Half of the Sixteenth Century—

by

Norikazu Imaoka

The Ikkokuheikinyaku 一国平均役 of the Muromachi-Bakufu 室町幕府 was the base of the Bakufu-Shugo regime, but its actual conditions in

the Sengoku 戦国 period has never been studied hitherto, for, it has been regarded, in this period the Bakufu-Shugo regime had collapsed completely.

The author newly has sampled the impositions, taking into consideration the lost part of the documents owned by the Shugo families. As the result, the following points are confirmed: the Ikkokuheikinyaku in the first half of the sixteenth-century, as in the second half of the fifteenth-century, took the form of "Kuniyaku", which meant a fixed amount imposition on the Shugos, and the former Jitogokeninyaku 地頭御家人役 was also imposed as "Kuniyaku". Moreover, generally speaking, the geographical extent of this imposition-system did not change between the second half of the fifteenth and the first half of the sixteenth century. These Kuniyaku impositions were closely bound up with the development of the territorial rules by the Shugos, and conditioned their ruling principles. From this point of view, this period was the last stage of the changing process of the Bakufu-Shugo regime. And since the mid-sixteenth century, this regime finally collapsed as the Shugos lost their powers one after another.

Humanism of Salutati and *De Tyranno*

by

Naotake Ishizaka

Hans Baron, an American scholar of Renaissance history, took a general view of the history of Renaissance thought from a new viewpoint based upon his synthesis of the politics and humanistic literature of the period when Florence passed from medieval ideas to the civic thought of Renaissance society. Coluccio Salutati is, in Baron's theory, interpreted as a transition from medieval humanists, such as Petrarch, to Renaissance humanists, such as L. Bruni, one of the most outstanding theorists of "Civic Humanism." Baron's images of Salutati are derived mainly from Salutati's *De Tyranno*, a work written in 1400 against the background of the rise of tyranny in Italy. However, Baron's interpretation, it seems, is questionable in some points: is it right to look at Salutati's work